

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 「消費者行政の一元化を推進する 新組織の実現を求める請願書」 署名のご協力ありがとうございました！

2月20日時点で21団体の協力があり 10,338筆 となりました。

### 《消費者行政充実埼玉会議(※)のこの間の動き》

製品事故、食品表示偽装、悪徳商法など消費者被害があとを絶たない中、消費者の目線に立った消費者行政を一元的に推進する強い権限を持った「消費者庁」設置のための関連3法案の審議は、遅々として進みません。

一方、政府の第2次補正予算(案)には「地方消費者行政活性化交付金」(3年間で総額150億円)が盛り込まれており、消費者にとって身近な相談窓口体制の充実強化をはじめとした消費者行政予算の活用が大切です。

2月16日、埼玉消費者被害をなくす会が幹事団体で参加する消費者行政充実埼玉会議では、県内70市町村に対して「地方消費者行政活性化交付金」を有効に活用するためのメニュー提案(要請文)を送付しました。

この交付金活用のための計画書は、4月から5月にかけて市町村との連携で埼玉県がとりまとめ、6月には国へ提出することとなっており、消費者の声を反映した活用計画となるよう議会や行政に対して働きかけていくことが大切です。(文責：清水謙作)

(※)消費者行政充実埼玉会議…消費者行政一元化の議論に対し、消費者主役の新行政組織を実現すること、地方消費者行政の充実・強化を推進することを求め、埼玉県内の消費者団体及び関係団体の情報交換と行動提起を行うことを目的として結成。

## ＜パブリックコメントを提出しました＞

### 経済産業省「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」

#### 〈提出した意見〉

1. 指定商品・指定役務制の廃止に伴う措置
  - (1) 法第26条第1条第8項二において措置された適用除外の対象について
  - (2) クーリング・オフ規定等の適用除外について

### 総務省「電気通信サービス利用者懇談会報告書(案)」

#### 〈提出した意見〉

1. 約款の内容に関する事前規制の必要性について
2. 分かりやすく合理的な料金体系の策定と利用通信料金の合理性への疑義の明示
3. 利用者に対する助言者の育成について
4. 契約締結時における重要事項説明の義務化
5. 説明義務違反などの場合の契約締結後の解約・クーリングオフなどの民事効の積極的導入
6. 接続アドレスなどの開示の義務化
7. 苦情処理・相談処理体制について、ワンストップサービスの実現

## 学習会を開催!

# 消費者行政一元化の動向と行政の役割 ～消費者被害をなくすために～

講師：長田 淳氏（弁護士・なくす会理事）



2009年2月2日(月)ふれあいセンター久喜で開催の学習会(久喜市くらしの会共催)に38人の参加がありました。

### 《講演の概要》

消費者被害をなくすためには、消費者自身が被害に遭わないように気をつける、行政が役割を果たしていけば被害はもっと減っていくのではないかと、この面があります。

消費生活センターの苦情相談件数は10年で、あっせん(相談を継続処理し、解決まで見届けること)件数が明らかに減少しています。相談件数に対して相談員の不足が原因です。

昨年より消費者主役の省庁、消費者の側にたった国の組織が必要という議論が出てきて、消費者庁の設置法案まで至りました。ただ、消費者庁ができたなら問題は解決するのかといえば、そうではありません。実際、地方消費者行政の一般会計予算は10年で6%減ですが、消費者行政予算は半減しています。地方の政策が消費者に向いていないのが明らかです。今こそ消費者が声をあげるチャンスです。

そして、被害をなくすためには消費者教育も重要な課題です。消費者としての権利を知り、サービスを受ける際は消費者も理解しようとする努力とわかるまで説明してもらう努力をきちんとしていかななくてははいけません。わからないから・・・と事業者任せでは消費者の側にも責任があります。もう一方で、地域のコミュニティが大切な役割を果たします。悪質業者は人とのつながりが薄いところをついてきます。口コミや情報交換は被害の防止につながりますし、つながりの薄い人はつなげてあげる必要があります。



## なくす会 活動委員会でミニ学習会

# 「葬儀の基礎知識と葬儀の契約、トラブルについて」

講師：中島 康夫氏 (株)武蔵浦和会館代表取締役

### 《講演の概要》

葬儀は葬送儀礼ということ。告別式、通夜は式典。葬儀社は許認可制ではなく、法規制が少ない。そのため、病院で確認するのは陸運認可を取れているかのみ。葬儀費用の見積書があることが前提で、本来、葬儀請負契約が必要です。葬儀には個人情報が多く、情報の流出の問題点もあります。

葬儀社と喪家とのトラブルはファーストコンタクトで起こることが多いようです。

また、互助会の勧誘と話が違うことでトラブルが発生しています。互助会は前払い。約款には明記されているが、解約の手続きが大変。解約手数料が必要で、積み立てた満額は戻らない事が多いのが実状です。この間、互助会は経済産業省の許認可が必要で規制が厳しくなっています。

葬儀のどこにお金をかけるか、その提案をするのが葬儀社。担当者に説明責任があります。説得されるのではなく納得して決めること。良いお葬式をするには、生前の事前相談することこそ重要です。



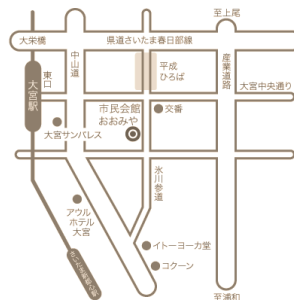
# 消費者団体訴訟制度 意見交換ミーティング

消費者団体訴訟制度に対する理解を深め、現在「適格消費者団体」として認定されている6団体と認定の申請を目指している団体の活動を知るための意見交換ミーティングを開催します。

本制度は消費者契約法の改正により平成19年6月から施行され、本年より景品表示法と特定商取引法も導入されます。

この中で、「なくす会」も活動報告を行い、パネルディスカッションでは、  
当会副理事長 池本 誠司弁護士と伊藤 恭一専務理事がパネリストをつとめます。ぜひ、ご参加ください。

- ◇日 時：2009年3月3日(火) 14:00～16:00
- ◇会 場：市民会館おおみや 小ホール
- ◇主 催：内閣府
- ◇参加費：無料



プログラム	
14:00	平成20年度の法改正の説明
↓	適格消費者団体、適格消費者団体の認定の申請を目指している団体からの活動報告 (活動報告：埼玉消費者被害をなくす会 他2団体)
	パネルディスカッション (パネリスト：池本弁護士・伊藤専務理事 他3名)
16:00	終了予定

《お申し込みはインターネットが便利です。》

<http://www.dantai-sosho2009.com/>

- \* いただいた個人情報は本人確認の他、個人を特定しない形で本ミーティングのため使用します。
- \* 申込受付後、参加証を事務局よりお送りしますので、当日に受付でご提示ください。

《お申し込み・お問合せ》

## 消費者団体訴訟制度意見交換会ミーティング事務局

〒220-0042 横浜市西区戸部町1-9

TEL. 045-231-7911 (お問合せ時間 9:00～18:00) FAX. 045-231-8887

**消費者からの声が 法や社会を変えていきます！！**

**～情報提供にご協力を！～**

**\* 消費者被害 めやすばこ \*** の配布・回収を行っています

なくす会では現在、「保険のトラブル」「葬儀のトラブル」の情報を収集しています。  
いただいた情報を基に調査・検討し、被害や問題の多い事業者へ申し入れ等を行っていきます。お知り合いの方にもぜひ呼びかけを！

**情報提供にご協力いただける方は、なくす会までご連絡ください。**

**電話での情報提供もお受けします！**

### 適格消費者団体申請状況

内閣府に2008年12月24日  
適格消費者団体申請書を提出しま  
した。内閣府ホームページでの継

### 適格消費者団体連絡協議会に 参加しました

適格消費者団体連絡協議会が  
2009年2月7日(土)虎ノ門にある日





### 【第4回 理事会報告】

1月23日（金）15:05～16:45 出席：理事10名 監事1名 事務局2名

#### 《審議事項》

1. 第6回総会および2009年度理事会開催日程について提案し、承認された。
2. 賃貸住宅事業者の事案について、今後の進め方について提案があり承認された。
3. 携帯電話関連の事案について、事業者への改善要望申し入れの提案があり承認された。



#### 《報告事項》

適格消費者団体申請の審査状況、消費者行政一元化に向けた取り組みについて、第15回検討委員会（11/27）、パブリックコメント提出、アンケート「消費者被害めやすばこ」について、学習会開催の報告を行った。その他、会員状況、収支決算状況を報告した。

### 【第16回 検討委員会報告】

1月23日（金）17:35～19:30 出席：15名（なくす会理事1名、  
弁護士6名、相談員5名、事務局3名）

#### 《検討事項》

- ・賃貸住宅事業者の案件  
継続進行中の3案件に関して、意見交換を行うこと、行政へ情報提供を行うことを確認した。
- ・携帯電話関連の改善要望について  
事業者に対しても改善要望を出すことを確認した。
- ・景品表示法関連の事案について  
意見交換を行い、テレビショッピングのトラブルについて調べることとした。



ニューズレターは、埼玉県NPO基金の助成を受けて作成しました。

- .....
- \* 商品事故・契約トラブルにあったときは最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。  
埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL 048(261)0999  
埼玉県消費生活支援センター 川越 TEL 049(247)0888  
〃 消費生活支援センター 春日部 TEL 048(734)0999  
〃 消費生活支援センター 熊谷 TEL 048(524)0999
- \* お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。